

## 要請書 東京高等裁判所第4刑事部御中

ゴビンダさん再審請求事件 (事件番号平成17年(お)第2号)

### **ゴビンダさんの無実は、さらに明白になりました。 再審開始のこれ以上の引き延ばしは許されません。**

2012年3月7日 無実のゴビンダさんを支える会

貴裁判所が当再審請求審において積極的に推し進めて下さった証拠開示とDNA鑑定により、請求人ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの無実を示す新証拠が、次々と明らかになってきました。

一昨日(3月5日)のNHKおよび各紙報道によれば、15点の追加鑑定試料の第3グループ中の被害者コート左肩外側部分に付着した血痕から、被害者及び第三者XのDNA型が検出されたことが明らかになりました。このXのDNA型は、被害者の体内の残留精液、被害者の体表に付着した唾液、遺体の側から採取された体毛からもすでに検出されており、この第三者こそ被害者と最後に接触した人物であることは、ますます疑うことが困難になっています。

何度も指摘してきたように、次々と明らかになっているこれらの事実は、「被告人以外の男性が被害者を右の部屋に連れ込むことは、およそ考え難い事態である」とした確定判決の事実認定を完全に否定し去るものです。それも、たんなる可能性や推論としてではなく、第三者の存在が科学鑑定によって証明されたと考えるほかありません。

驚くべきことに、検察はそれでもまだ有罪証拠が他に存在するなど主張し、誤りを認めようとしていないと報道されています。こうした白を黒とイイくるめる不合理な主張が認められ、再審開始決定が少しでも遅れるなら、それは検察に対してのみならず、司法そのものへの信頼を損なうことになりかねません。

横浜刑務所で無期刑に服しているゴビンダさんは、私たち支援者と面会する度に、「これほどまでに無実の証拠が出てきているのに、なぜ私はまだ刑務所にいなければならないのか。いつまでこの苦役を耐え忍ばなければならないのか」と憤りを露わにします。またネパールで彼の帰りを一日千秋の思いで待ち焦がれている妻と2人の娘、年老いた母親、兄や姉を始めとするご家族も、「ゴビンダはいつ帰ってくるのか。もはや無実は証明されたに等しいではないか」と日本の司法が無実の者を救済するのに時間がかかりすぎていることを嘆いています。

これ以上、時間を空費し不正義を長引かせることは、どのような意味でも許されない段階に来ています。すでに刑事訴訟法第435条第6項にいう再審事由は、十分に明らかになっています。貴裁判所が、直ちに同法第448条にもとづき、再審開始を決定し、同時に同条第2項にもとづいて、刑の執行停止を決定されることを、重ねて強く要請いたします。

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付  
事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org